

**令和8年度**

**真庭市脱炭素社会に向けた市民会議等運営業務に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

**真 庭 市**

## 1. 業務概要

- (1) 目的 ゼロカーボンシティまにわ実現のために開催する脱炭素社会に向けた市民会議等の運營業務を通じ、市民の脱炭素に対する理解促進及び本市の脱炭素の取組を推進する。特に今年度は、未来を担う人材を対象に広く、イベント等の開催によって無理のない脱炭素社会実現のための行動変容を体感してもらうことにより市民会議への参加を促し、当会議において本市の脱炭素社会実現に向けた方向性の議論及びこのことについての意識を醸成すること等を目的とする。
- (2) 業務名 真庭市脱炭素社会に向けた市民会議等運營業務
- (3) 業務内容 別紙「真庭市脱炭素社会に向けた市民会議等運營業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日～令和9年3月31日

## 2. 業務に要する費用（予定価格）

4,840,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とします。

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 真庭市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、プロポーザル参加資格確認書類を提出し、内容の確認を受けたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 公示日現在から受託候補者特定の日まで真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（個人にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

#### 4. 参加表明手続

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出してください。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができません。

###### ① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書【様式1】 原本1部

イ 会社の概要が分かるパンフレット等 1部（※【様式4】の提出でも可）

② 提出期限：令和8年6月2日（火）17時まで（必着）

③ 提出場所：〒719-3292 真庭市久世2927番地2

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

④ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

##### (2) 参加資格の確認等

###### ① 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

プロポーザル参加申込書が、「3. 参加資格」に定める参加資格要件に該当するかの確認を行い、令和8年6月1日（月）から令和8年6月5日（金）までの期間に次に掲げる事項を記載した結果確認通知書をメールにて通知します。併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請します。

ア 提出者に参加資格があると認めるとき 参加資格がある旨及び所定の期限までに企画提案書の提出を依頼する旨

イ 提案者に参加資格がないと認めるとき 参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

② 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができます。

#### 5. 質問の受付及び回答

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添「質問書【様式2】」を下記

により提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年5月26日（火）17時まで
- (2) 提出方法：別添の質問書【様式2】により、電子メールにて提出してください。  
メール：chiiki\_energy@city.maniwa.lg.jp  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 提出先：真庭市産業観光部地域エネルギー政策課
- (4) 回答予定日：令和8年5月28日（木）
- (5) 回答方法：市公式ホームページに掲載

## 6. 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書提出届【様式3】 原本1部

イ 会社等の概要（任意様式）（※様式4の提出でも可）原本1部

ウ 類似業務実績調書【様式5】 原本1部

過去10年間に行った類似の業務の実績を記入し、新しい年度の実績から順に抽出した最大5件までについて、その概要を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類を添付すること。

エ 予定業務担当者調書【様式6】 原本1部

予定業務担当者の氏名、経歴、実績について記入すること。同種または類似業務経歴については、最大5件まで記載すること。

オ 企画提案書（任意様式） 原本1部

特に必要がある場合を除いてA4版の用紙を用いること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。

- ・7. 企画提案書に記載する事項の項目について、もれなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とし、見やすさに配慮すること。
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の表紙を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
- ・企画提案書本文は、30ページ以内にする。
- ・企画提案書の内容について、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。また、企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

カ 価格提案書（任意様式） 原本1部

税抜価格及び税込価格の両方を明記し、別途内訳書を添付すること。

### (2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月15日（月）17時まで
- ② 提出場所：真庭市産業観光部地域エネルギー政策課
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 7. 企画提案書に記載する事項

### (1) 本業務の実施方針

- ア 応募の動機
- イ 業務の実施にあたっての取組方針及び目標

### (2) 実施体制について

- ア 業務を執行する上での管理責任体制
- イ 同じく業務執行体制

※ア、イともに組織図またはフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的に担当者の氏名を明記しその役割分担についても明確に表記すること。

※業務の一部を外注する予定の場合は、その業務、外注先(予定)について補記すること。

### (3) 各種業務の実施方法、提案

仕様書に示す業務内容について、以下の点を参考に具体的に提案を行うこと。

- ア 業務の進め方についての提案
- イ 実施内容についての提案

### (4) 業務完了までの作業スケジュール

### (5) その他

その他、仕様書に定めのない業務、提案、特に事業者としてアピールしたい点などについて記載すること。

## 8. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### (1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を下記9(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとしません。

実施日：令和8年6月16日（火） 予定

### (2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第1次審査の点数に第2次審査の点数を加算し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和7年6月18日（木） 予定

### (3) 審査結果の通知

#### ①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知します。

## ②第2次審査

審査結果をメールにより通知します。

## 9. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績	15 / 100点
(2) 企画提案の内容・実施体制	5 / 100点
(3) 参考見積書	10 / 100点
(4) ヒアリング等の内容（第2次審査時）	70 / 100点

## 10. 日程

募集開始	令和8年5月15日
質問受付締切	令和8年5月26日 17時まで
質問回答	令和8年5月28日
参加意思表明締切	令和8年6月2日 17時まで
参加資格確認	令和8年6月1日から6月5日まで
企画提案書等受付締切	令和8年6月15日 17時まで
第1次審査	令和8年6月16日（予定）
第2次審査	令和8年6月18日（予定）
結果通知	選定審査後、速やかに通知する
契約締結	令和8年6月下旬（予定）
業務開始	令和8年7月上旬（予定）

## 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が60点未満又は大項目に0点があるもの

## 12. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

### 1 3. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「予定業務担当者調書」に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。  
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 1 4. 担当部署（提出・問合せ先）

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課 担当 藤本、神戸  
〒719-3292 真庭市久世2927番地2  
TEL 0867-42-5055  
E-mail chiiki\_energy@city.maniwa.lg.jp

【審査基準】

第1次審査

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	事業者として過去に同種の業務の実績があるか。	5
	予定業務担当者は過去に同種の業務の実績があるか。	5
	受注金額実績	5
企画提案の内容及び実施体制	当事業に従事する従業員数	5
提案価格	提案価格が予定価格以下か。	10

第2次審査

評価項目	評価の視点	配点
業務への理解度	市の現状、課題を理解しているか（本質を捉えているか）。	5
	業務における課題設定は明確か。 業務における目的設定は明確かつ適切か。	5
企画提案力	ターゲットは明確か。	5
	広く参加者を募るアイデアがあるか。	5
	課題との整合性が取れているか。	5
	市民に脱炭素への関心を持たせる企画能力があるか。	5
業務遂行能力	無理のない実施体制、スケジュールとなっているか。 実行可能な計画か。	5
	具体性・妥当性のある実施計画、体制等となっているか。	5
	参加者が楽しめる内容か。参加者の行動変容を促す内容か。	10
	リスク対応能力はあるか。	5
成果の測定	成果の測定をどのように行うか。成果で何を重視するかが明確か。	5
業務への意欲	業務に対する意欲が感じられたか。	5
付加提案	提案者が有する知識や技能、経験等を活用した、市内の脱炭素社会の実現に資する独自提案があったか。	5